

# 島原地域広域市町村圏組合における 介護予防・日常生活支援総合事業に かかる説明会

日時：平成28年12月20日(火)19:00～21:00

場所：国見町文化会館

島原地域広域市町村圏組合 介護保険課 地域支援係

# 介護保険法

(目的)

第一条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、**これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができる**よう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(国民の努力及び義務)

第四条 国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して**常に健康の保持増進に努める**とともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その**有する能力の維持向上に努めるものとする**。

# 総合事業とは

## 目的

○総合事業は、市町村が中心となって地域の実情に応じて、**住民などの多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者などに対する効果的かつ効率的な支援などを可能とすることを目的としています。**

## 概要

○全国一律の予防給付のうち、介護予防訪問介護と介護予防通所介護を、地域支援事業の中に創設された総合事業に移行し、要支援者等に対して必要な支援を行うこととなります。

○介護予防訪問介護、介護予防通所介護以外の介護予防サービス（訪問看護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与など）は、引き続き予防給付によるサービス提供を継続します。

# 島原地域広域市町村圏組合の総合事業について

- ・島原地域広域市町村圏組合（以下「本組合」という。）では、**平成29年4月1日から**総合事業を開始します。

## サービスの充実

- ・多様なニーズに対するサービスの拡がりにより、在宅生活の安全確保
- ・住民同士のつながりの強化



同時に実現

## 費用の効率化

- ・サービス利用の拡充
- ・認定に至らない高齢者の増加
- ・重度化予防の促進

# 新しい介護予防事業

- 機能回復訓練などの高齢者本人へのアプローチだけではなく、地域づくりなどの高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含めたバランスのとれたアプローチができるように介護予防事業を見直す。
- 元気高齢者と二次予防事業対象者を分け隔てなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進する。
- リハ職等を活かした自立支援に資する取組を推進し、介護予防を機能強化する。

## 現行の介護予防事業

### 一次予防事業

- ・介護予防普及啓発事業
- ・地域介護予防活動支援事業
- ・一次予防事業評価事業

### 二次予防事業

- ・二次予防事業対象者の把握事業
- ・通所型介護予防事業
- ・訪問型介護予防事業
- ・二次予防事業評価事業

一次予防事業と二次予防事業を区別せずに、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組を推進する観点から見直す

介護予防を機能強化する観点から新事業を追加

## 一般介護予防事業

### ・介護予防事業対象者の把握事業

- ・地域の実情に応じて収集した情報等（例えば、民生委員等からの情報など）の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、地域介護予防活動支援事業等で重点的に対応（基本チェックリストを活用することも可能）

### ・介護予防普及啓発事業

### ・地域介護予防活動支援事業

- ・要支援者等も参加できる住民運営の通いの場の充実

### ・介護予防事業評価事業

### ・(新)地域リハビリテーション活動支援事業

- ・「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけるために、地域においてリハ職等を活かした自立支援に資する取組を推進

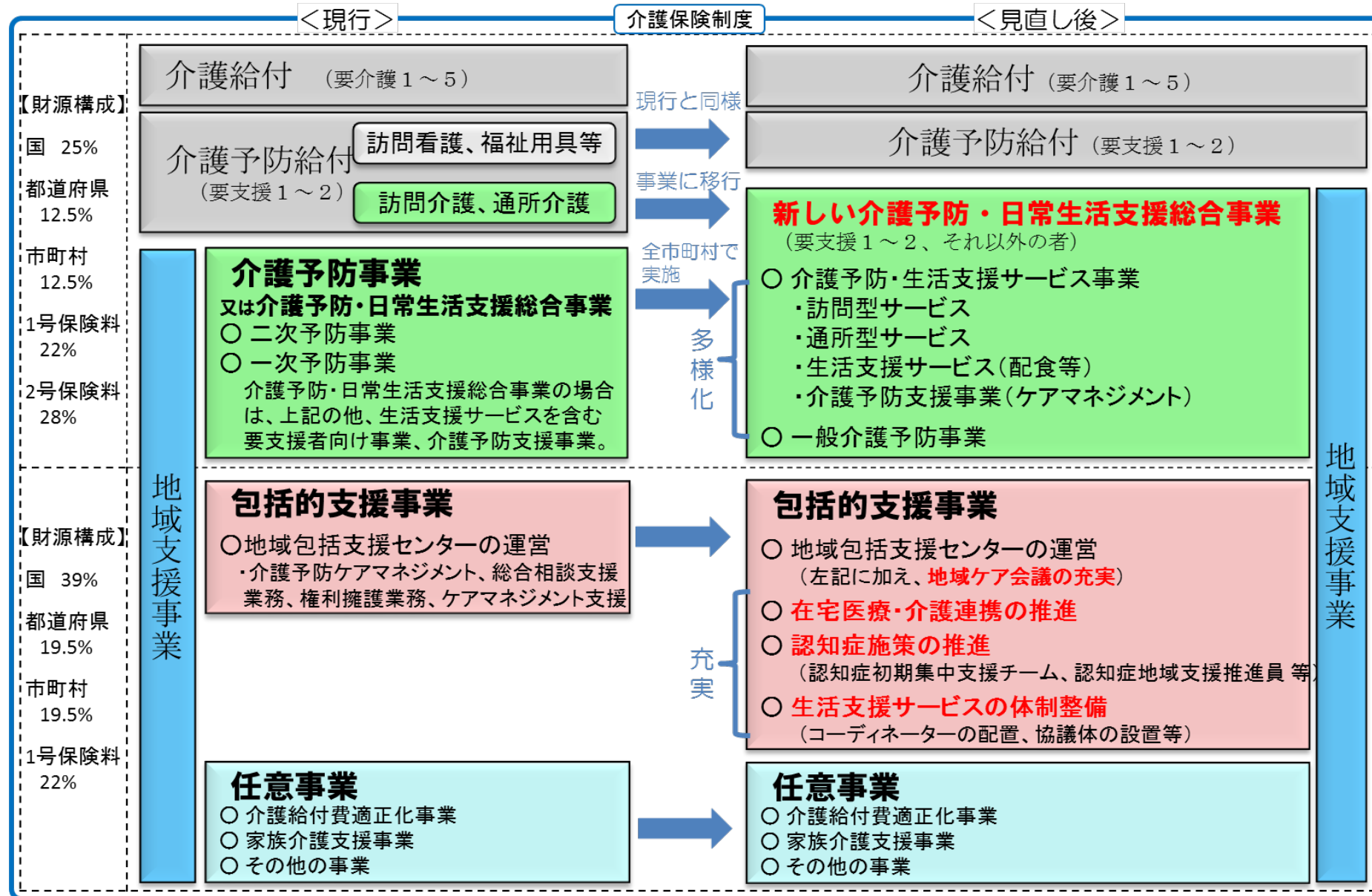
## 介護予防・生活支援サービス事業

- ・従来の二次予防事業対象者に実施していた通所型介護予防事業と訪問型介護予防事業は、基本チェックリストの活用により、引き続き、対象者を限定して実施

介護予防・日常生活支援総合事業



# 【参考】介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）の構成



# 本組合の総合事業のポイント

## 平成29年度からの訪問型サービスおよび通所型サービス

項目	平成28年度まで	平成29年度から
1	訪問型サービスや通所型サービスの内容	訪問型および通所型サービス現行相当 訪問型サービスA : 10分訪問 訪問型および通所型サービスC : 短期集中
2	対象者	要支援者と事業対象者
3	サービス利用の手続き	原則的に手続きの流れはこれまでと同様
4	総合事業への移行時期	平成29年4月1日
5	サービス提供者と内容	現行相当 : 指定事業所 サービスA : シルバー人材センター など サービスC : 広域直営

項目	平成28年度まで	平成29年度から
6	サービスの単価	現行相当 : 回数単価と包括単価(加算・減算を含む) サービスA : 委託料 サービスC : 無料
7	利用者負担	現行相当 : 回数単価で1割又は2割 サービスA : 1回 100円 サービスC : 参加費無料 ※タクシー利用料の徴収を検討中
8	事業費の請求	現行相当 : 現行と同様(国保連を経由) ※ただし、総合事業用のサービスコードに変更 サービスA : 委託 サービスC : 本組合の直接実施
9	利用者との契約	契約書、重要事項説明書は変更が必要
10	介護予防ケアマネジメント	地域包括支援センター等が実施
11	介護予防ケアマネジメントの流れ	現行のケアマネジメントの流れと同様 ※書式の変更あり



# 平成29年度の総合事業の内容

○平成29年度から本組合では予防給付から総合事業へ移行し、要支援者などのニーズに合った効果的かつ効率的な支援をめざし、現行の介護予防訪問介護や介護予防通所介護に加え、新たに基準を緩和したサービスや短期集中的に介護予防支援が必要な方が利用できるサービスを実施します。

- ・介護予防訪問介護及び介護予防通所介護相当サービス(現行相当)
- ・介護予防訪問介護の基準緩和型サービス(訪問型サービスA)
- ・二次予防事業に準じた短期集中型サービス(訪問型および通所型サービスC)

※今後新たなサービスメニューについては平成30年度以降の実施を検討

## ○一般介護予防について

平成29年度からは二次予防事業、一次予防事業の区分が廃止されますが、これまで実施してきた一次予防事業は継続されます。また、新規事業を立ち上げることにより、多くの住民の方が自分のニーズに合った事業に参加でき、通いの場を増やすことで閉じこもりやうつ予防を目的とした新たな一般介護予防事業に移行します。

- ・構成市が実施する転倒予防教室などの介護予防教室の開催
- ・住民主体の自主活動立ち上げ支援 など

# 事業構成

平成28年度まで		平成29年4月から	
給付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防通所リハビリテーション</li> <li>・介護予防訪問看護</li> <li>・住宅改修、福祉用具の貸与 など</li> </ul>	給付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防通所リハビリテーション</li> <li>・介護予防訪問看護</li> <li>・住宅改修、福祉用具の貸与 など</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防通所介護</li> <li>・介護予防訪問介護</li> </ul>		<p>1. 介護予防・生活支援サービス事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問型および通所型サービス : 現行相当</li> <li>・訪問型サービスA : 10分訪問</li> <li>・訪問型および通所型サービスC : 短期集中</li> </ul>
介護予防事業	<p>1. 二次予防事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通所型介護予防事業</li> <li>・訪問型介護予防事業</li> </ul>	総合事業	<p>2. 一般介護予防事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防普及啓発事業 健康教育講座、三市による予防教室、認知症予防教室、転倒予防教室 など</li> <li>・地域介護予防活動支援事業 自主活動立ち上げ支援パッケージ、ボランティア養成講座、ボランティアポイント など</li> <li>・介護予防把握事業 訪問把握事業、介護予防ファンクラブ、ファンクラブ・会員の集い、SNSなどによる広報活動 など</li> </ul>
	<p>2. 一次予防事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防普及啓発事業 健康教育講座、三市による予防教室、認知症予防教室、生きがいづくり教室、転倒予防教室 など</li> <li>・地域介護予防活動支援事業 生き生きしゅう会、ボランティア養成講座、ボランティアポイント など</li> </ul>		

## 2. 総合事業の対象者

### ○介護予防・生活支援サービス事業

#### 1. 要支援1・2の認定を受けた方

**要支援者**

※住宅改修や福祉用具貸与等予防給付との併用が可能

#### 2. 基本チェックリストに該当した方

**事業対象者**

※住宅改修や福祉用具貸与など予防給付の利用が不可

※第2号被保険者が総合事業を利用する際は、必ず要支援認定  
が必要

### ○一般介護予防事業

#### 1. 本組合の第1号被保険者(65歳以上の高齢者)など

※要支援認定を受けている方も利用可能ですが一部制限があります。

# 介護給付及び総合事業の対象者とサービス利用

サービス		要支援1・2	事業対象者	一般高齢者
予防給付	介護予防サービス (通所リハビリ、福祉用具貸与など)	○	×	×
総合事業	介護予防・生活支援サービス	○	○	×
	一般介護予防事業	○ (一部制限あり)	○ (一部制限あり)	○

### 3. サービス利用の手続き

- ・総合事業サービスを受ける際の相談は、各支所窓口、または地域包括支援センター、居宅介護支援事業所が受け、本組合で介護保険認定と同様の手続きを行う必要があります。
- ・基本チェックリストを窓口などに提出し、審査、登録後に介護保険被保険者証を事業対象者に発行します。介護保険被保険者証には「事業対象者」と記載されます。
- ・サービスを利用する際は、この介護保険被保険者証と介護予防ケアマネジメント依頼届出書を各支所窓口や本組合へ提出し介護保険被保険者証に地域包括支援センターの名称が記載されてからの利用となります。基本的には介護保険サービス利用の流れは同様です。



## 【注意事項】

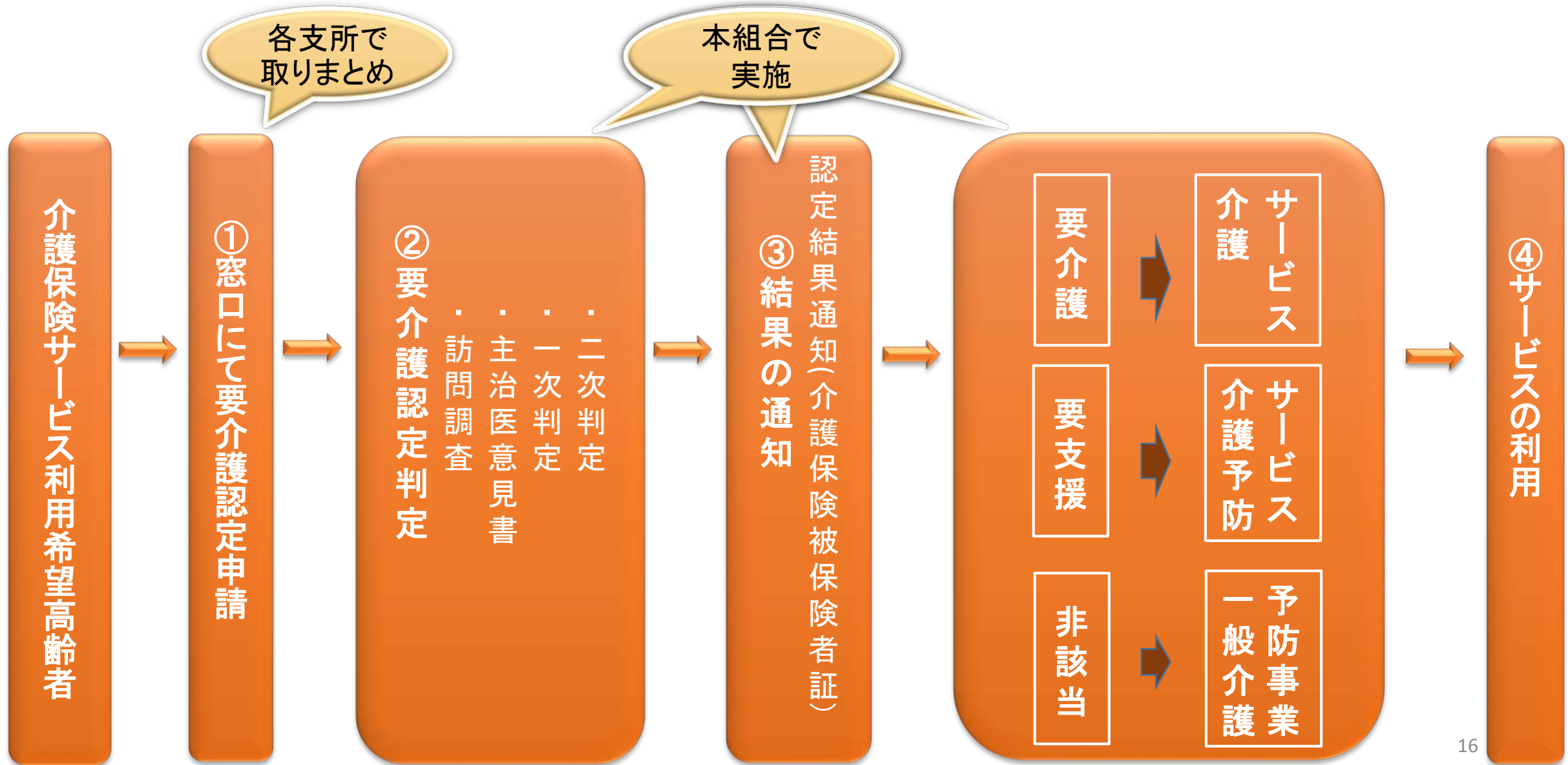
※現段階では、「事業対象者」には有効期間の終期を想定していません。そのため、更新手続きは不要です。

※認定の更新申請をせずに期間終了後に引き続き総合事業のサービスのみを利用するときは、認定有効期間満了日の1カ月前から満了日までサービス利用の手続きを行ってください。

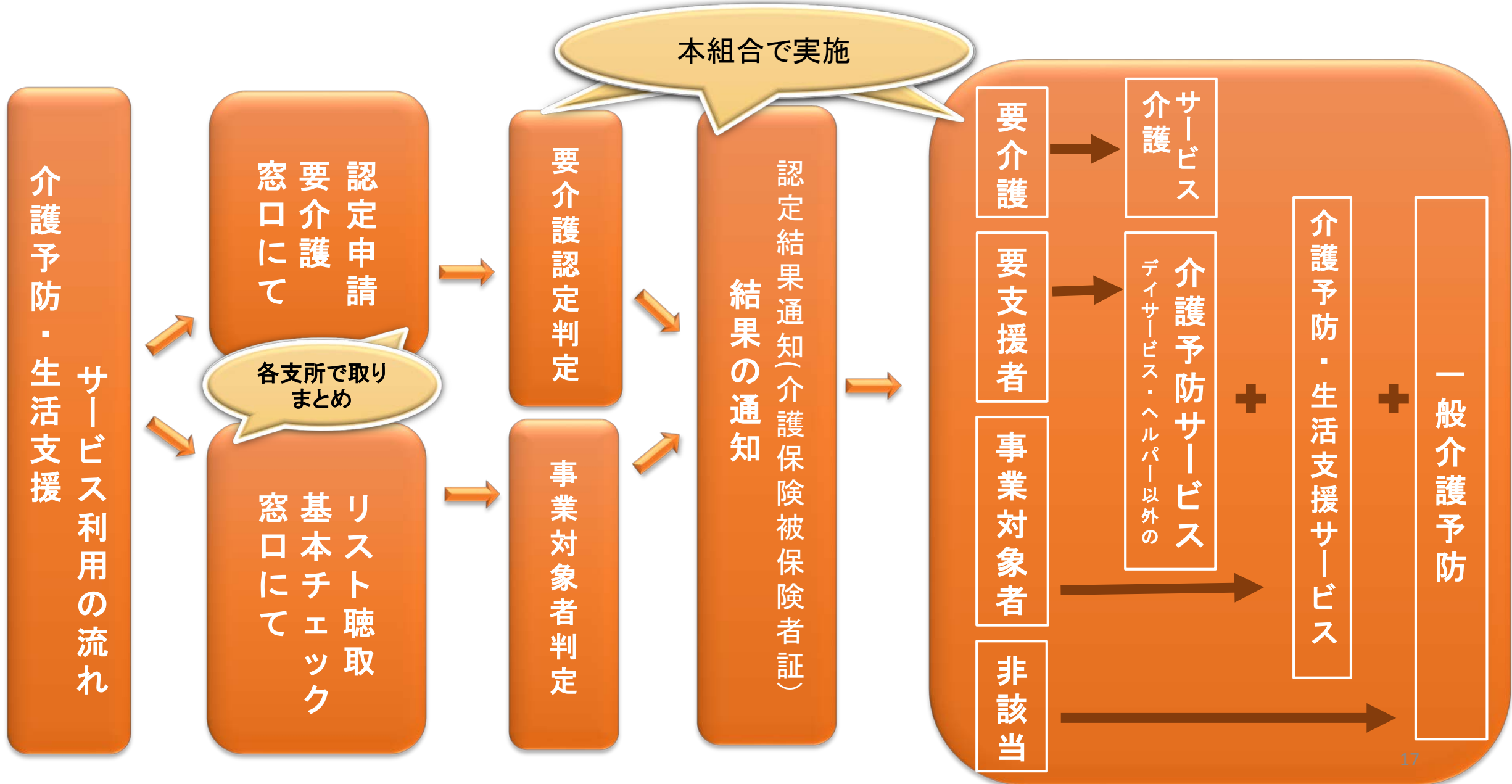
※認定申請と「事業対象者」の手続きを同時に行う、または、認定申請中の方が「事業対象者」の手続きを行うことはできません。

※2号被保険者は、「事業対象者」になることはできません。従来どおりの認定申請による要介護・要支援認定が必要です。

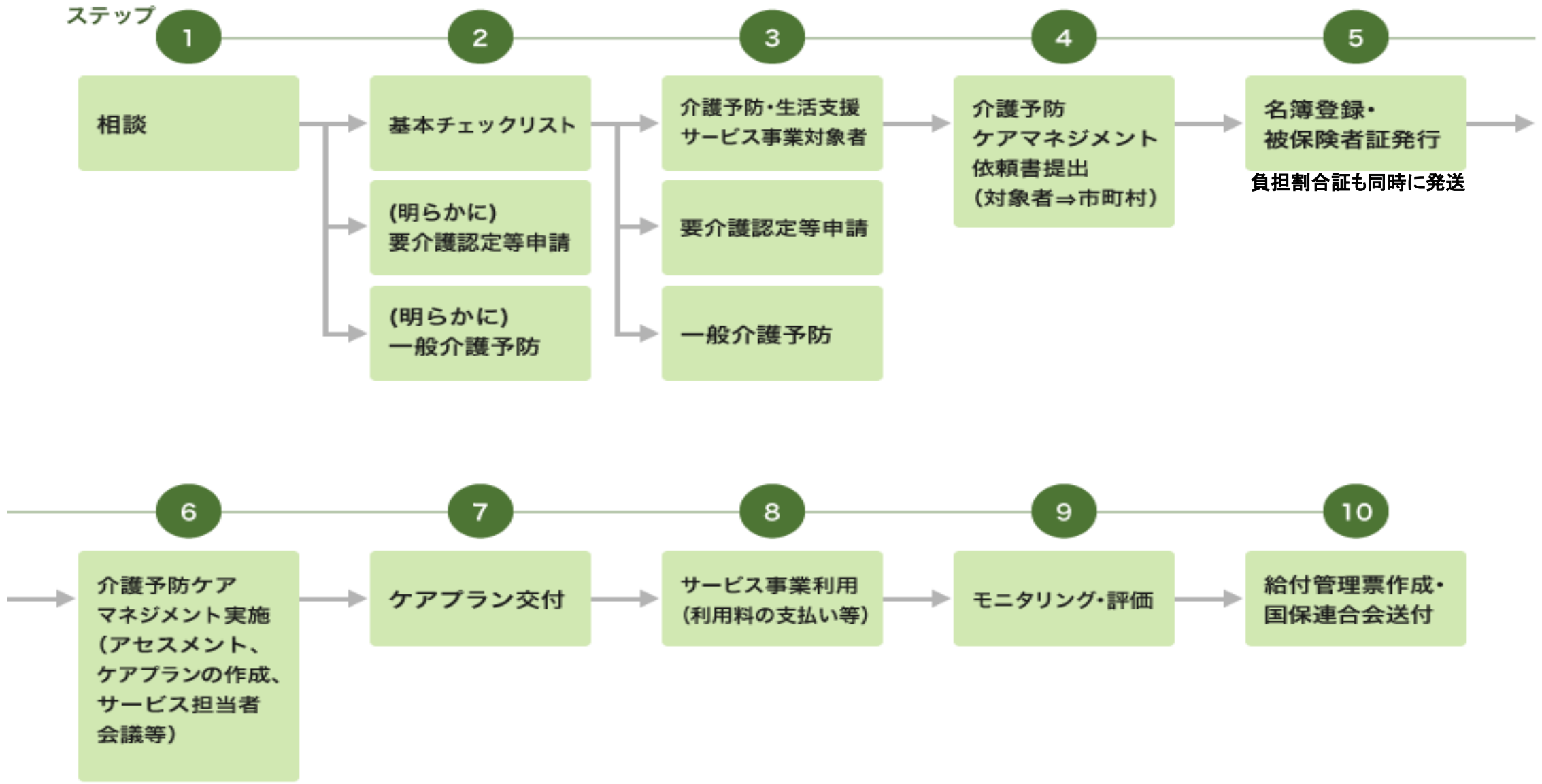
# 平成28年度までの介護保険サービス利用の流れ



# 平成29年度からの介護予防・生活支援サービス利用の流れ



# 【参考】サービス利用の流れ



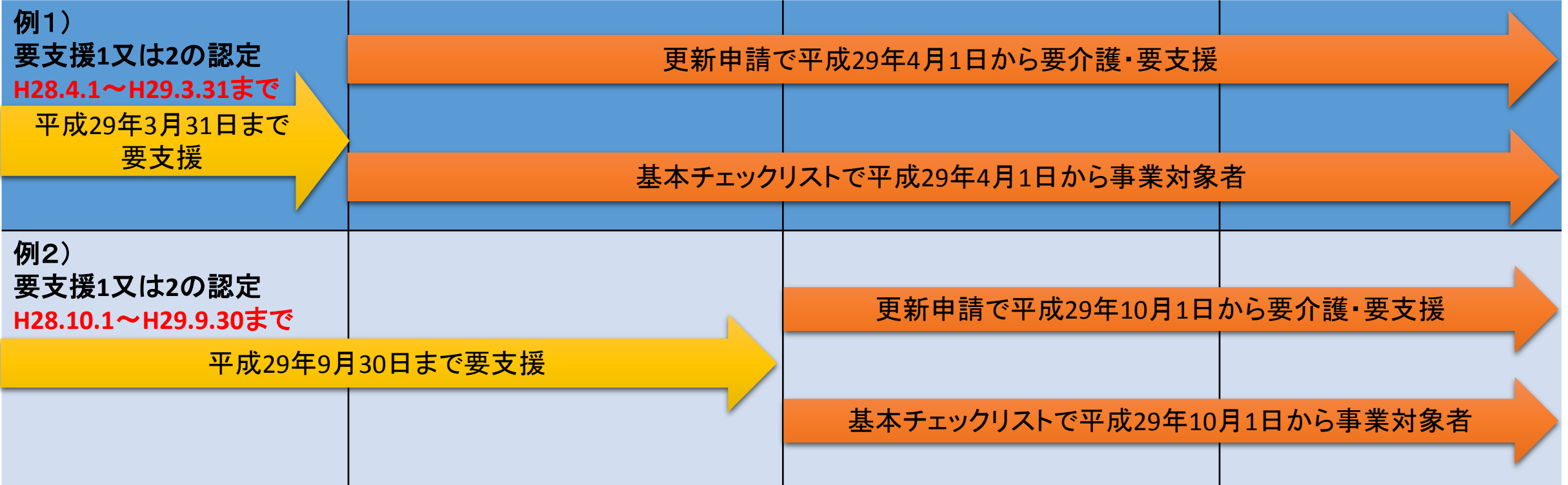
# 4. 総合事業の移行時期

## ① 認定者から見た場合

平成29年4月1日

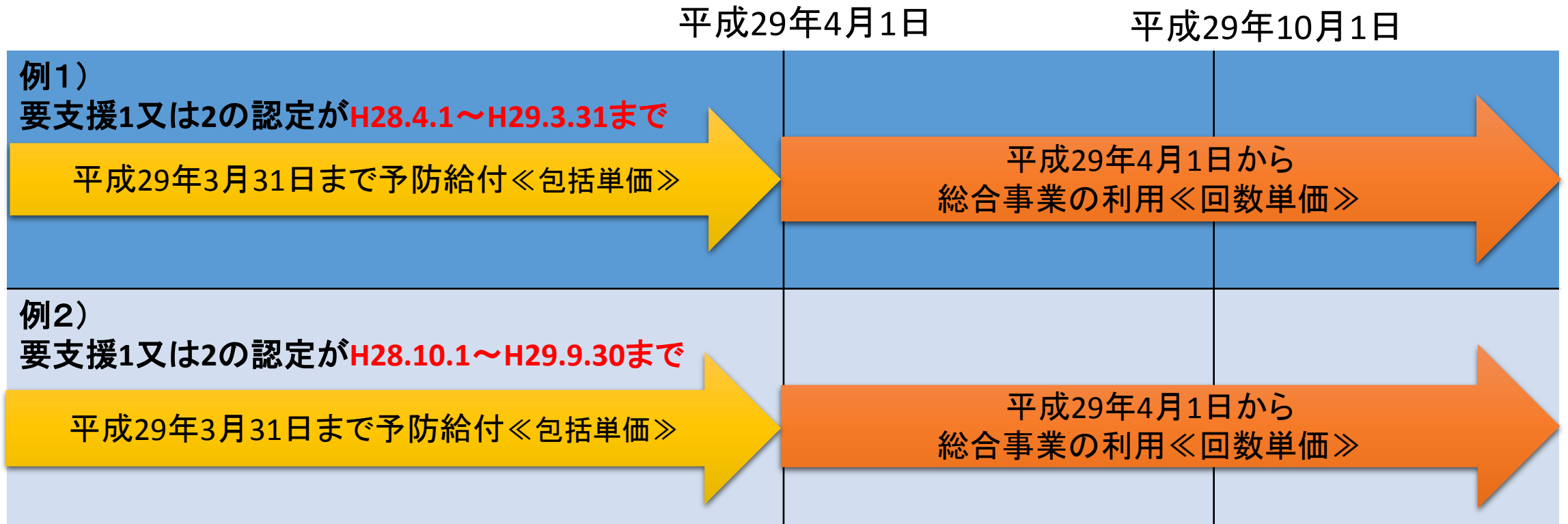
平成29年10月1日

平成30年4月1日



※利用するサービスの内容によって、介護保険の申請と、基本チェックリストによる申請との2パターンになります。

## ②サービスの内容から見た場合



※認定の有効期間に関わらず、平成29年4月1日から総合事業開始となりサービスコードが変わります。

※介護予防サービス(通所リハビリや訪問看護等)の利用の場合は、平成29年4月1日以降もそのまま包括単価となります。



## ・新規に予防給付が必要な方

要支援認定が必要な方（福祉用具貸与や介護予防通所リハビリなど）は、これまでどおり認定申請が必要です。

## ・すでに要支援認定を受け、サービスを利用されている方

総合事業のサービスのみ利用する方は、平成29年4月1日から認定の有効期間まで、そのまま要支援者として総合事業のサービスを利用できます。

## ・新規に総合事業のみのサービスを利用する方

要支援認定の新規申請を行うことなく、基本チェックリストで事業対象者となった場合は、総合事業を利用することができます。

# 5. サービス提供者と内容

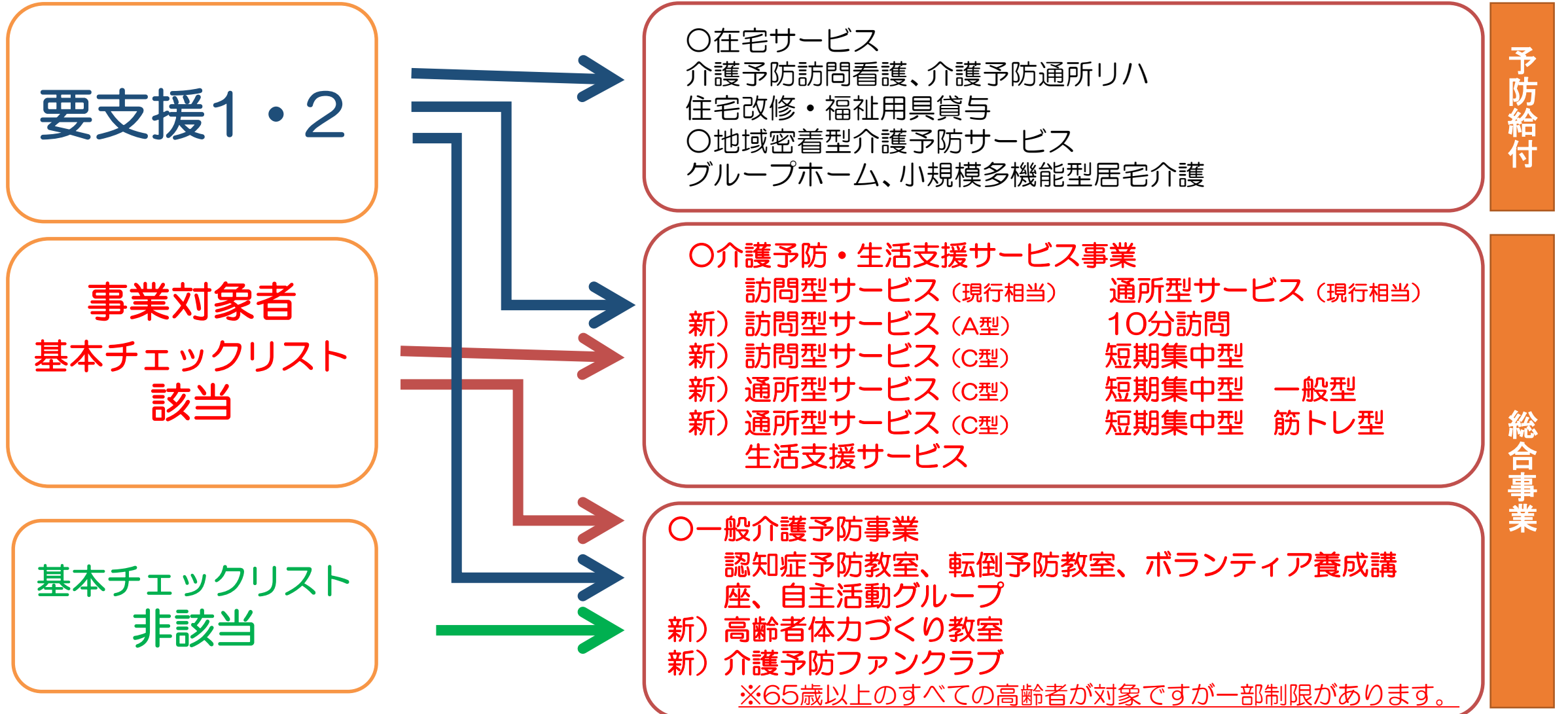
## ○訪問型サービス

サービスの種類	訪問型(現行相当)	訪問型A(10分訪問)	訪問型C(短期集中)
サービス提供者	指定事業所	シルバー人材センター など	広域直営
サービスの内容	現行相当 ・要支援1 : 週1回程度 ・要支援2 : 週2回程度 週3回程度 ・事業対象者 : 週1~2回	ゴミだし援助、洗濯物干し、取り込み、布団干し、服薬の声掛け、安否確認など、10分でできるサービス 1か月の利用回数は8回まで 1日に10分×2回利用は不可	看護師や、理学療法士、歯科衛生士、栄養士など必要に応じて、専門職の訪問による指導を3か月間実施

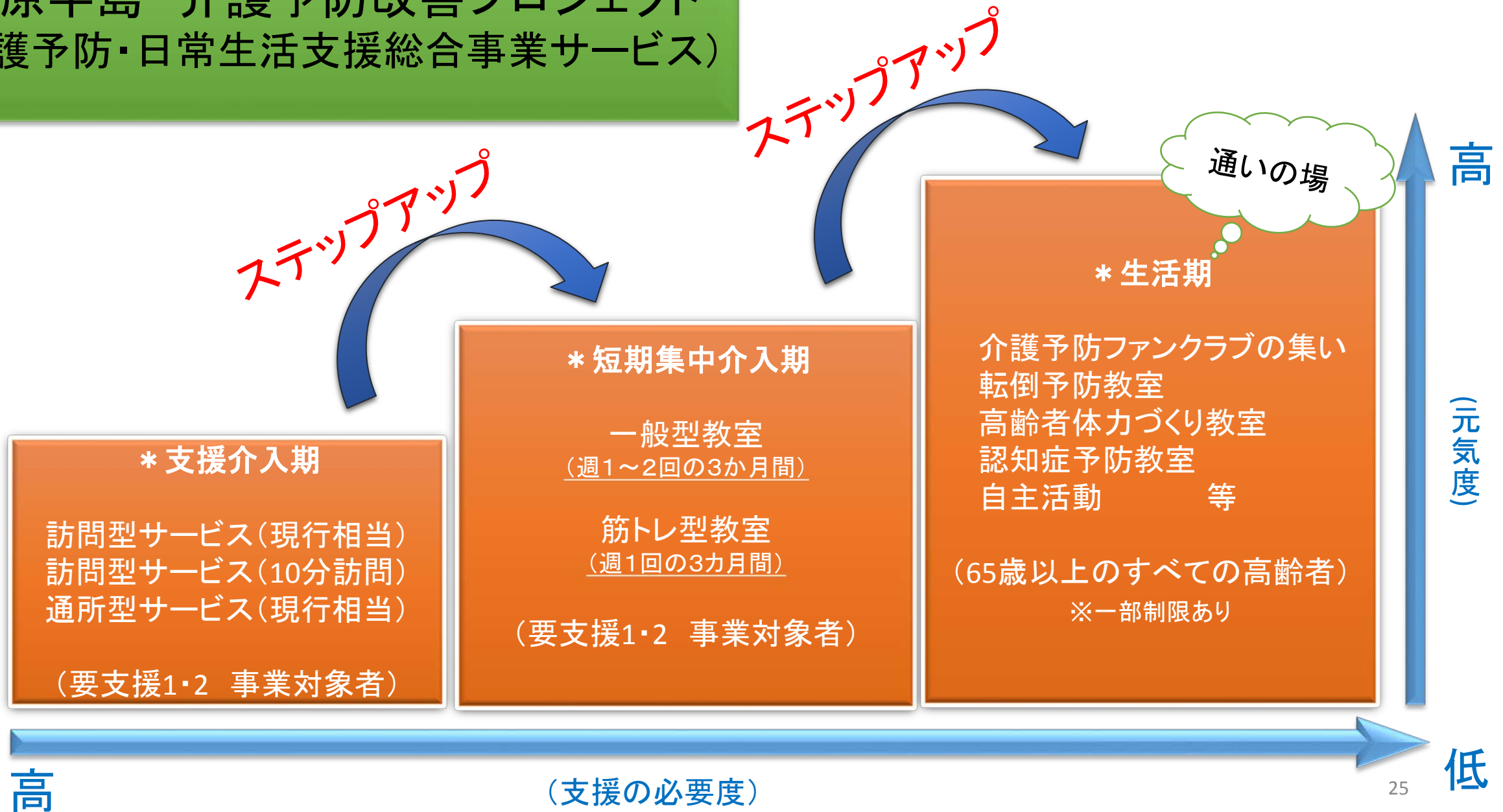
## ○通所型サービス

サービスの種類	通所型(現行相当)	通所型C(短期集中) 一般型・筋トレ型
サービス提供者	指定事業所	広域直営
サービスの内容	<p>現行相当</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要支援1 : 週1回程度</li> <li>・要支援2 : 週2回程度</li> <li>・事業対象者 : 週1～2回</li> </ul>	<p>○一般型 看護師や理学療法士等を中心に、運動機能向上を目的とした機能訓練を週1～2回の3か月間実施</p> <p>○筋トレ型 理学療法士などの指導による、トレーニングマシンを使用した運動機能向上を目的とした機能訓練を週1回の3か月間実施</p> <p>※双方とも、年間を通して3か月間のみの参加で、継続参加は不可</p>

# 平成29年度からの事業内容



# 島原半島 介護予防改善プロジェクト (介護予防・日常生活支援総合事業サービス)



# 6. サービス単価

## ○訪問型サービス(1か月につき)

サービスの種類	単価 (回数単価)	
訪問型サービス (現行相当) 週1回程度の利用 ・要支援1・2、事業対象者	月1～4回利用の場合 月5回利用した場合のみ	<b>1回 266単位/回</b> <b>1,168単位/月の包括単価</b>
訪問型サービス (現行相当) 週2回程度の利用 ・要支援1・2、事業対象者	月5～8回利用の場合 月9～11回利用した場合のみ	<b>1回 270単位/回</b> <b>2,335単位/月の包括単価</b>
訪問型サービス (現行相当) 週2回を超える場合の利用 ・要支援2のみ	月9～12回利用の場合 月13回以上利用の場合	<b>1回 285単位/回</b> <b>3,704単位/月の包括単価</b>
訪問型サービス A (10分訪問) ・要支援1・2、事業対象者	1回10分で月1～8回利用の場合 1日1回のみ利用可能	<b>委託 1回 100円</b>



## ○通所型サービス(1か月につき)

サービスの種類	単価 (回数単価)	
通所型サービス (現行相当) 週1回程度の利用 ・要支援1・2、事業対象者	月1～4回利用の場合 月5回利用した場合のみ	<b>1回 378単位/回</b> <b>1,647単位/月の包括単価</b>
通所型サービス (現行相当) 週2回程度の利用 ・要支援1・2、事業対象者	月5～8回利用の場合 月9～11回利用の場合のみ	<b>1回 389単位/回</b> <b>3,377単位/月の包括単価</b>

## 7. 利用者負担

- 総合事業における現行相当サービスの利用者負担割合は、予防給付の利用者負担割と同じ割合です。(原則1割負担、一定以上所得者は2割負担)
- 短期集中型のサービスCは原則利用者負担はありません。  
※しかし、タクシー利用の方は利用料の自己負担を検討しています。
- 10分訪問のサービスAは1日に1回で100円の自己負担。  
月8回まで利用可能です。

## 8. 事業費の請求

- 総合事業の**現行相当サービス**の事業費の請求は、これまで同様に**国保連に請求**をします。請求の流れは予防給付と変わりません。総合事業のサービスコードを使用します。
- 総合事業の**サービスA(10分訪問)**は実施事業所へ委託するため**事業費の請求はありません**。
- 総合事業の**サービスC(短期集中)**は本組合直営で実施するため**事業費は発生しません**。

## 9. 利用者との契約

- 総合事業によるサービスの提供には、「利用者との契約」、「重要事項説明書の同意」が必要になります。
- 本組合では、平成29年4月1日より総合事業を開始するため、総合事業利用者には平成29年3月31日までに新たな契約書と重要事項説明書を作成し利用者の同意を得る必要があります。
- 地域包括支援センターで作成する介護予防サービス支援計画書も平成29年3月31日までに新たに作成し利用者の同意を得る必要があります。

# 10. 介護予防ケアマネジメント

## ○介護予防ケアマネジメントの概要

- 介護予防ケアマネジメントは、予防給付の介護予防支援と同様、利用者本人が居住する住所地の地域包括支援センターが実施するものとするが、市町村の状況に応じて、地域包括支援センターから指定居宅介護支援事業所に対する委託も可能である。
- 介護予防ケアマネジメントの実施に当たっては、市町村においてその実情に応じて、どのような実施体制が望ましいかについて検討し、実施する。

ガイドラインより

※本組合では、介護予防ケアマネジメントの実施者については現在検討中です。

# 11. 介護予防ケアマネジメントの流れ

## ○介護予防ケアマネジメントの考え方

- 総合事業における介護予防ケアマネジメントは、適切なマネジメントの実施により、**利用者の状況を踏まえた目標を設定し、利用者本人が理解したうえで目標の設定に取り組んでいけるようにケアプランを作成します。**
- 介護予防ケアマネジメントにおいては、**高齢者の自立支援を考えながら、利用者と、目標やその達成のための具体策を共有し、利用者が介護予防の取り組みを自分の生活の中に取り入れ、自分で評価し、実施できるよう支援することが求められます。**

## ○介護予防ケアマネジメントの類型

- ケアマネジメントA（原則的な介護予防ケアマネジメント）
- ケアマネジメントB（簡略化した介護予防ケアマネジメント）
- ケアマネジメントC（初回のみ介護予防ケアマネジメント）

本組合では、

ケアマネジメントA と ケアマネジメントC を実施します。

# 介護予防ケアマネジメント

平成29年4月1日から

ケアマネジメント	サービスの種類	
<b>ケアマネジメントA</b> (原則的な介護予防ケアマネジメント)	訪問型サービス 通所型サービス 訪問型サービスC 通所型サービスC	(現行相当) (現行相当) (短期集中:訪問C) (短期集中:通所C)
<b>ケアマネジメントC</b> (初回のみ介護予防ケアマネジメント)	訪問型サービスA	(10分訪問)



# 介護予防ケアマネジメント費と報告様式

		ケアマネジメントA	ケアマネジメントC
介護報酬請求区分		基本報酬+初回加算 <b>4,300+3,000</b>	基本報酬+初回加算を 踏まえた額 <b>4,300(案)</b>
事業内容		<ul style="list-style-type: none"> <li>・通所型サービス (現行相当)</li> <li>・訪問型サービス (現行相当)</li> <li>・通所型サービスC (短期集中)</li> <li>・訪問型サービスC (短期集中)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問型サービスA (10分訪問)</li> </ul>
様式 ○必須 △必要時	1.利用者基本情報	○	○
	2.介護予防サービス・支援計画書	○	△
	3.介護予防支援・介護予防ケアマネジメント経過記録	○	△
	4.介護予防支援・介護予防ケアマネジメント評価表	○	△
	5.基本チェックリスト(様式1)	○	○
	6.興味・関心チェックシート(様式2)	○	△
	7.アセスメントシート(様式3)	△	○
	8.プログラム参加にかかるチェックシート(様式4)	○ (事業対象者のみ)	△

## ○介護予防ケアマネジメントAの計画期間

- 介護予防ケアマネジメントの計画期間は、予防給付の計画期間と同様に、最長、2年とします。(平成29年4月1日以降)
- ケアプランの目的は「維持・改善すべき課題」を解決するうえで最も適切な目標、支援内容、達成時期を含め、段階的に支援するための計画を作成することが必要です。利用者自身でも評価できる具体的な目標を設定することが重要です。
- 3カ月に1回の利用者宅への訪問以外にも、1カ月に1回のモニタリングを行い結果を記録するとともに、必要に応じてケアプランの変更を行います。